

各市町村教育委員会教育長  
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

### 新型コロナウイルス感染症に係る感染流行時の学校の対応について（通知）

日頃から新型コロナウイルス感染症をはじめ感染症対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

市町村立学校における新型コロナウイルス感染症対策については、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和5年度～」（令和5年5月8日改定）（以下、「県ガイドライン」という。）及び文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（以下、「衛生管理マニュアル」という。）」を参考に、各地域や学校の実情に応じて対応いただいているところです。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に位置付けが変更されたところですが、学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくためには、学校において、感染状況に応じた感染症対策を適切に講じることが重要となります。特に、感染流行時においては、県内公立学校の感染状況を把握し、学校における適切な感染症対策を検討・実施する必要があります。

つきましては、県内で感染が拡大し、感染流行時と判断した場合には、市町村立学校における児童生徒の新規陽性者数を下記により御報告いただきますようお願いいたします。

なお、下記1の状況となった場合には、改めて文書により依頼しますので、御理解・御協力の程、よろしくをお願いいたします

### 記

#### 1 感染流行時の判断

以下の（1）又は、（2）を満たした場合

- （1）公立学校（さいたま市を除く。）における1日の新規学級閉鎖措置件数が50件以上となった場合
- （2）感染が増加傾向にあり、定点医療機関における報告数が定点当たり10人以上となった場合

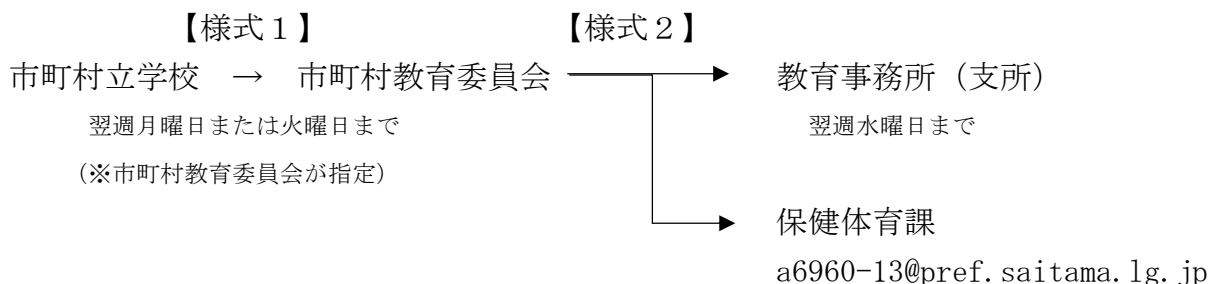
#### 2 報告内容

1週間当たりの児童生徒の新型コロナウイルス感染症新規陽性者数

### 3 報告方法

- (1) 学校において把握された児童生徒の新規陽性者数（陽性判明日による整理は不要）を別紙「【様式1】（学校名）〈excel形式〉」により報告
- (2) 市町村教育委員会は、週ごと（月～日曜日）に、学校からの報告を取りまとめの上、別紙「【様式2】（市町村名）〈excel形式〉」を翌水曜日までに当該教育事務所（支所）及び保健体育課へ報告

### 4 報告手順等



### 5 「感染流行時」への移行の周知

該当する状況となった場合には別途通知いたします。対応の詳細等は改めて通知を確認の上、対応いただきますようお願いいたします。

### 6 「感染流行時」から「平時」への移行

学校の新規陽性者報告数、臨時休業措置件数、定点医療機関における報告数等を総合的に勘案して判断し、通知いたします。

### 7 感染流行時における感染防止対策等

本依頼は、県内での感染拡大傾向を踏まえ、学校における感染拡大への警戒を促すことも目的のひとつとしているものです。

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」では、地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられるとしています。

本通知における県教育委員会としての感染流行時の判断基準や管轄保健所の定点医療機関における報告数の状況、学校ごとの感染状況などを踏まえ、必要に応じて学校への注意喚起や感染流行時における感染防止対策を検討・実施いただくようお願いいたします。

～守ろうよ みんなの笑顔 コロナから～

担 当	県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当
電 話	048-830-6963
mail	a6960-13@pref.saitama.lg.jp